

## 令和7年4月1日から 入院時の食事療養費の負担額 が変わります

今般の光熱費や食事材料費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改定がありました。

これに伴い、市立芦屋病院でも令和7年4月1日より下記のとおり負担金に変更になるため、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

	所得区分		変更前 (令和7年3月31日まで)	変更後 (令和7年4月1日から)
	70歳未満の方	70歳以上の方	1食につき	<b>1食につき</b>
A	区分 ア	現役並 III	490円	<b>510円</b>
	区分 イ	現役並 II		
	区分 ウ	現役並 I		
	区分 エ	一般		
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病の方		280円	<b>300円</b>
C	区分 オ 90日目まで	低所得II 90日目まで	230円	<b>240円</b>
	区分 オ 91日目から	低所得II 91日目から	180円	<b>190円</b>
D		低所得I	110円	<b>110円</b>